東京圏から深川市に移住し、就業又は起業された方に支援金を支給します。

東京圏から深川市へ移住 ＋ マッチングサイトを通じて就職、または北海道の起業支援金を受ける方 → 移住支援金を支給

対象者及び要件

※詳しくは裏面をご覧ください。

- 東京２３区内に通算５年以上在住、又は通勤していた方
- 転入前直前、東京２３区内に１年以上在住、又は通勤していた方
- 平成３１年４月１日以降に深川市に転入した方
- 北海道のマッチングサイトに掲載されている対象求人に新規就業した方、又は地域課題解決型起業支援金の交付決定を受けている方

移住支援金に関する問い合わせ・申請は
深川市企画総務部
まち未来推進課・地域創造係
深川市２条１７番１７号
e-mail：souzou@city.fukagawa.lg.jp
TEL０１６４－２６－２２４６

移住支援金の詳細事項

１　移住支援金の額

・世帯での移住の場合　⇒　１００万円
・単身での移住の場合　⇒　　６０万円

２　移住支援金対象者　①～③すべてに該当する方が対象となります

①　【移住元】

・転入する直前の 10 年間のうち、通算５年以上東京 23 区内に在住、又は東京圏※1（条件不利地域※2 を除く）に在住し、東京 23 区内へ通勤していた方
・転入する直前に、１年以上東京 23 区内に在住、又は東京圏に在住し、東京 23 区内へ通勤していた方

※１：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県
※２：【条件不利地域の市町村】
・東京都：　檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
・埼玉県：　秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
・千葉県：　館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

②　【移住先】

・平成３１年４月１日以降に深川市に転入された方
・申請後５年以上継続して深川市に居住する意思があること。
・移住支援金の申請が転入後３ヵ月以上１年以内であること。

③　【就業・起業】

■就業の場合

対象者　：北海道が開設する「北海道移住支援金対象求人マッチングサイト」に掲載されている対象求人に新規就業した方
申請要件：就業後３ヵ月以上経過していること。
※次の法人へ就業した場合は対象になりません。
・３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人
・官公庁、資本金 10 億円以上の法人、みなし大企業、本店所在地が東京圏（条件不利地域を除く）の法人、雇用保険の適用外事業主、風俗営業者、反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する法人　等

■起業の場合

対象者　：北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業の交付決定を受けた方
申請要件：交付決定を受けてから１年以内であること。